

# かがし健康応援プラン（健康増進計画）の 策定について

# 計画策定の趣旨

- 健康増進法に基づき「国民の健康の増進の総合的な増進を図るための基本的な方針」を受け、健康寿命の延伸を実現する目的で、令和6年度から12年計画として「かがし健康応援プラン計画」を令和5年度中に策定します。
- 政府は平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」の中で、国民の健康寿命の延伸を重要な柱の一つと位置付けました。
- この中で、医療・健康情報を分析し、それに基づく加入者への健康保持増進のための事業計画として、「データヘルス計画」や「特定健康健診等実施計画」を包含した「健康応援プラン」の作成・公表などが全ての健康保険組合に対し求められました。
- 本計画は、生活習慣病対策を始めとする被保険者の健康保持増進及び重症化予防に関する保健事業の実施及び評価を行うことを目的とします。
- 計画策定にあたり、目標設定と、実施主体、評価の観点、計画推進のために諮問いただきます。

# 計画の概要

- 市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病や重症化予防を図るため、健康増進計画が市に努力義務とされています。

## これまでの成果

- 基本的な法制度の整備・枠組みの構築
- 自治体のみならず、保険者・企業など多様な主体が健康づくりの取組を実施
- データヘルス・ICT利活用、社会環境整備、ナッジ・インセンティブなど新しい要素も

## 課題

- 一部の指標が悪化
- 全体としては改善しているも、一部の性・年齢階級では悪化している指標がある
- データの見える化・活用が不十分
- PDCAサイクルの推進が不十分

## 予想される社会変化

- 総人口減少、高齢化の進展、独居世帯の増加
- 女性の社会進出、労働移動の円滑化、多様な働き方の広まりによる社会の多様化
- あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションが加速
- 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応

## ビジョン

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

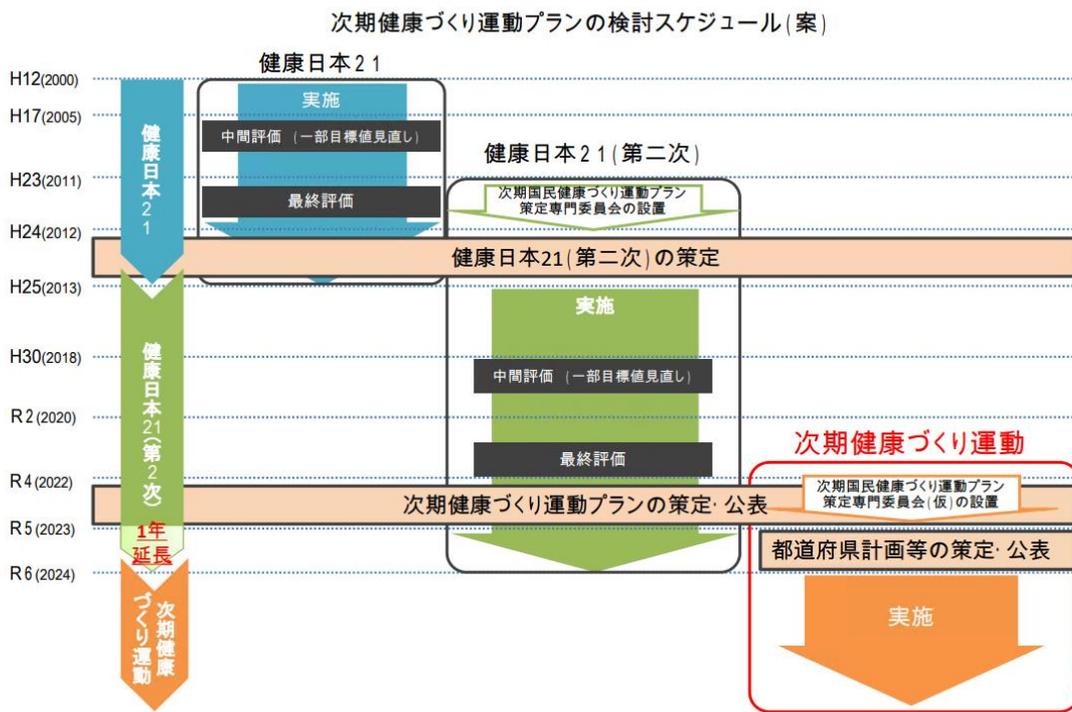
➡ ① 誰一人取り残さない健康づくりを展開する (Inclusion)

② より実効性をもつ取組を推進する (Implementation)

- 多様化する社会において、個人の特性をより重視した最適な支援・アプローチの実施
- 様々な担い手（プレイヤー）の有機的な連携や、社会環境の整備により、個人を支える
- テクノロジーも活用したPDCAサイクル推進の強化

# 計画期間

- 国は、医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第二次）に続く次期国民健康づくり運動プラン（仮）の期間とを一致させること等を目的に健康日本21（第二次）の期間が1年延長され、現計画は2013年度から2023年度までとなりました。



## 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

### (1)課題

- ・一次予防に関連する指標が悪化している等
- ・少子化・高齢化がさらに進み総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯の増加
- ・就労の仕方等社会の多様化
- ・次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応

### (2)今後の方向性

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ・個人の行動と健康状態の改善
- ・社会環境の質の向上
- ・ライフコース

### (3)計画期間

令和6年～令和17年(12年間)

2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10	2029年度 R11	2030年度 R12	2031年度 R13	2032年度 R14	2033年度 R15	2034年度 R16	2035年度 R17	2036年度 R18
次期国民健康づくり運動プラン												次々期
国調大規模調査	結果公表				結果公表				結果公表	最終評価	プラン作成	自治体次々期計画策定

# 策定スケジュール（案）

日 程	内 容
令和5年6月	策定方針の決定
7月	第1回健康分科会 (評価指標の確認・指標の分析評価)
令和6年1月	第2回健康分科会 (計画素案の提示・意見聴取)
2月	第3回健康分科会 (計画最終案の審議)  市長への答申
3月, 4月	パブリックコメント 計画案の公表